

換気Patrol使用許諾約款

旭化成株式会社（以下「旭化成」といいます）は、換気Patrol（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用許諾約款（以下「本約款」といいます）を以下のとおり定めます。

第1条 定義

- 「本端末」とは、本ソフトウェアをインストールして使用するApple社のiPad及びiPhoneをいいます。
- 「本センサ」とは、本端末に接続して使用する旭化成製の3密見える化センサをいいます。
- 「本マニュアル」とは、本ソフトウェアの使用方法を記載したマニュアルをいいます。
- 「ライセンス」とは、本約款で許諾された範囲内で本ソフトウェアを使用することができる権利をいいます。
- 「本サービス利用契約」とは、『換気見える化環境センササービス利用契約書』をいいます。

第2条 ライセンスの許諾

旭化成は、お客様が本約款の全ての条項を厳守することを条件として、お客様に対し、本ソフトウェアを本端末に複製して使用する非独占的な権利を許諾します。

第3条 禁止事項

- お客様は、本約款で許諾された内容及び本ソフトウェアのバックアップ以外のいかなる目的にも本ソフトウェアの全部又は一部を複製又は使用することはできません。ただし、バックアップを目的とした複製物は、バックアップした本ソフトウェアの復旧にのみ使用できるものとします。
- お客様は、本ソフトウェアを第三者に対して頒布、送信（公衆送信、送信可能化を含む）、貸与、譲渡又は担保設定を行なうことは一切できません。また、お客様は、本ソフトウェアを日本国外で使用することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアを自己の役員又は従業員以外の第三者に使用させることはできません。
- お客様は、本ソフトウェアのライセンスを第三者に再許諾することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正又は改変することはできません。
- お客様は、本マニュアルを修正、翻訳及び翻案することはできません。
- お客様は、本センサを本ソフトウェア以外のソフトウェアと組み合わせて使用することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアを、本端末から切り離して独立したソフトウェアとして使用することはできません。

第4条 有効期間

本約款第5条の規定によりライセンス許諾が取り消されない限り、ライセンスは有効です。

第5条 ライセンスの取り消し

- お客様が本約款及び本サービス利用契約の条項の1つにでも違反した場合、旭化成はライセンス許諾をなんらの催告なくして即時に取り消すことができます。
- ライセンス許諾の取り消しに伴って本ソフトウェアの全部又は一部が利用不可能となることによって、お客様が被った損害等について、旭化成は一切責任を負いません。
- 第1項の規定によりライセンス許諾が取り消された場合、お客様は、本ソフトウェア及びその一切の複製物を破棄し、本端末の記憶媒体上から本ソフトウェアを完全に消去し、使用を継続してはなりません。

第6条 保証の制限

- 旭化成は、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアがお客様の動作環境において全て正常に作動すること、本ソフトウェアが第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利を侵害しないこといずれも保証いたしません。
- 旭化成は、本ソフトウェアの仕様不適合（製品仕様に対する不適合及び通常有すべき品質を欠いていることをいい、いわゆるバグ、構造上の問題等を含みます）等一切の契約

不適合責任を負わないものとします。ただし、お客様が、本ソフトウェアの仕様不適合を発見し、旭化成に対して、当該不適合につき通知をした場合、旭化成は、合理的な期間内に自己が適切と考える修正を行うよう努力いたします。

- 旭化成は、本ソフトウェアの機能及び本マニュアルの内容についてお客様の事前の許可なく変更する場合があります。
- 旭化成の口頭若しくは書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

第7条 責任の制限

- 旭化成は、お客様に対し、旭化成の故意又は重過失がある場合を除き、本ソフトウェアの使用に起因する一切の直接又は間接の損害（データの滅失、営業価値の喪失、業務の停止、本端末の故障又は不具合による損害を含みますが、これらに限りません）について責任を負いません。旭化成が責任を負う場合であっても、全ての損害についての旭化成のお客様に対する責任の総額は、本センサの購入代金を上限とします。
- お客様は、本ソフトウェアの利用に関連して第三者との間で紛争を生じた場合は、お客様が自らの責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第8条 知的財産権

本ソフトウェア及び本マニュアルに関する著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（但し、本ソフトウェアに含まれる旭化成が著作権を有しない第三者のプログラムについての権利は除く）は、旭化成に帰属します。お客様は、本約款に基づき許諾されたライセンス以外の権利を有しません。

第9条 権利義務の譲渡

お客様は、事前の書面による旭化成の同意なく、本約款上の地位、権利及び義務を第三者に譲渡又は移転することはできません。

第10条 準拠法及び管轄裁判所

- 本約款は法の抵触に関する原則にかかわらず日本国の法律を準拠法とします。
- 本約款又は本ソフトウェアに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条 約款の変更

- 旭化成は、以下の場合に、自身の裁量により本約款を変更することができます。
 - 本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 旭化成は、前項による本約款の変更にあたり、変更後の当該約款の効力発生日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の当該約款の内容とその効力発生日を旭化成のウェブサイト（<https://www.asahi-kasei.com/>）に掲示します。

第12条 その他

販売代理店がお客様に対して用意している注文書その他関連書類に記載されている条件は、本約款に対して効力を持たず、本約款の内容にさかの影響をもたえるものではありません。本約款の特定の条項が無効、法的拘束力がない、又は不法であると判決された場合でも、残りの条項は効力を保持するものとします。

以上
(20240201版)